

# 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公益法人の運営についてご疑問などおありでしたら、いつでもお気軽にご相談ください。

## I 社員総会・評議員会・理事会の開催

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、当初予定していた時期に開催できない場合、その状況が解消された後合理的な期間内に開催していただければ、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。

なお、これらの会議は以下の方法によっても開催できますので、ご検討ください。

### 1. 社員総会

書面・電磁的方法による議決権の行使（一般法人法第51・52条）や議決権の代理行使（同50条）、決議の省略（同58条）

### 2. 評議員会

出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することもできます。決議の省略（一般法人法第194条）によることも可能です。

### 3. 理事会

出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することもできます。定款の定めがある場合には決議の省略（一般法人法第96条）によることも可能です。

## II 行政庁への書類の提出

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告などの書類の行政庁への提出が遅れる場合は、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。

## III 収支相償

今般の事態のため事業を中止・延期して予定どおり支出できず、今年度は収入が支出を上回りかねないとのこと懸念についてですが、もとより「収支相償」とは、単年度の収支が必ず均衡するよう杓子定規に求めるものではなく、翌年度以降の計画的な解消などによって中長期的に収支が均衡すれば、これを満たすものとして運用しています。

まして、今般の事態のようにやむをえない事由により収入が支出を上回る場合には、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。